

【スタンダード・フレンドリー会員用】

保険金請求書兼証明書 ご請求FAX用紙

年 月 日

(公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク あわ～ず徳島

FAX 088-611-3323

事業所名		事業所No.	
会員氏名		会員証No.	
送付先住所	職場・自宅 〒 いずれかに○		
連絡先TEL	職場・自宅・携帯	申請件数	件

- ・ 給付は、入会月の翌月1日以降に発生した事由について適用されます。
- ・ 加入月以前に発生した事由については、該当いたしません。
- ・ 該当する給付事由欄に✓印を記入してください。
- ・ 保険金請求書兼証明書に必要事項をご記入・捺印いただき、1枚目から2枚目までを添付書類とともにご送付ください。
- ・ 奇数月の末日到着までの分については翌月25日にお振込いたします。(2ヶ月に1度)

(別 表)

給付項目		給付事由	給付金額	備考欄 記入事項	添付書類等		
慶弔見舞金	結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000円	届出役所	・事業主の証明印		
	出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000円	届出役所	・母子手帳等のコピー ・事業主の証明印		
	入学祝金	小学校入学	会員の子が小学校に入学したとき	5,000円	子の氏名・生年月日・学校名	・子の健康保険証等のコピー ・事業主の証明印	
		中学校入学	会員の子が中学校に入学したとき	5,000円			
	成人祝金	会員が満20歳の成人を迎えたとき	5,000円		・運転免許証等のコピー		
	還暦祝金	会員が満60歳の還暦を迎えたとき	10,000円		・事業主の証明印		
	結婚記念祝金	銀婚	会員が結婚後25年に達したとき	10,000円	婚姻日、配偶者の氏名	・事業主の証明印	
		珊瑚婚	会員が結婚後35年に達したとき	10,000円			
		金婚	会員が結婚後50年に達したとき	15,000円			
	勤続祝金	勤続10年	会員が勤続10年に達したとき	5,000円	就職年月日	・事業主の証明印	
		勤続20年	会員が勤続20年に達したとき	10,000円	事由確定日は、応当日の前日		
		勤続30年	会員が勤続30年に達したとき	20,000円	(例:4月1日就職の場合、3月31日)		
死亡弔慰金	配偶者	会員の配偶者が死亡したとき	50,000円	届出役所	・事業主の証明印		
	子	会員の子が死亡したとき	20,000円				
	親	会員および配偶者の親が死亡したとき	10,000円				
		住宅災害により同居する親族が死亡したとき	10,000円			届出役所	・死亡診断書(写し可) ・事業主の証明印
死亡保険金	疾病死亡	会員が死亡した場合(65歳未満)	200,000円		・死亡診断書(写し可) ・事故の場合は事故証明書(写し可) ・保険金受取人との関係を証明できるもの ・事業主の証明印		
		会員が死亡した場合(65歳以上)	100,000円				
	不慮の事故死亡	会員が死亡した場合	400,000円				
	交通事故死亡	会員が死亡した場合	800,000円				
重度障害・後遺障害	疾病	会員が重度障害になった場合(65歳未満)	200,000円		・重度・後遺障害診断書(写し可) ・事故の場合は事故証明書(写し可) ・保険金受取人が会員本人以外の場合は、会員との関係を証明できるもの ・事業主の証明印		
		会員が重度障害になった場合(65歳以上)	100,000円				
	不慮の事故	不慮の事故による障害の程度に応じて	400,000円～ 16,000円				
	交通事故	交通事故による障害の程度に応じて	800,000円～ 32,000円				
傷病休業保険金		傷病により連続(土日祝含む)して 14日以上休業・欠勤したとき	5,000円		・出勤簿のコピー ・事業主の証明印		
		傷病により連続(土日祝含む)して 30日以上休業・欠勤したとき	10,000円				
		傷病により連続(土日祝含む)して 60日以上休業・欠勤したとき	15,000円				
		傷病により連続(土日祝含む)して 90日以上休業・欠勤したとき	20,000円				
		傷病により連続(土日祝含む)して120日以上休業・欠勤したとき	25,000円				
住宅災害保険金	火災	会員の居住する住宅が全焼・全壊のとき	50%以上	請求書の左下欄外に記入	・関係官署の罹災証明書(写し可) ・修理業者による見積書(写し可) ・事業主の証明印		
		会員の居住する住宅が半焼・半壊のとき	30%以上50%未満			210,000円	
			20%以上30%未満			150,000円	
	会員の居住する住宅が一部焼・一部損壊のとき	20%未満	60,000円				
	自然災害等	会員の居住する住宅が全壊・流失のとき	70%以上			90,000円	住宅の延べ床面積(坪数又は㎡数)と建物の構造(木造・鉄筋)
		会員の居住する住宅が半壊のとき	20%以上70%未満			45,000円	
会員の居住する住宅が一部損壊のとき		20%未満	9,000円				
	会員の居住する住宅が床上浸水のとき	床上浸水	18,000円				